

## 札幌市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正項目

- (1) 保険料の賦課限度額の引き上げ
- (2) 保険料の軽減判定所得基準の拡大
- (3) 賦課割合の変更及びこれに伴う保険料の激変緩和措置

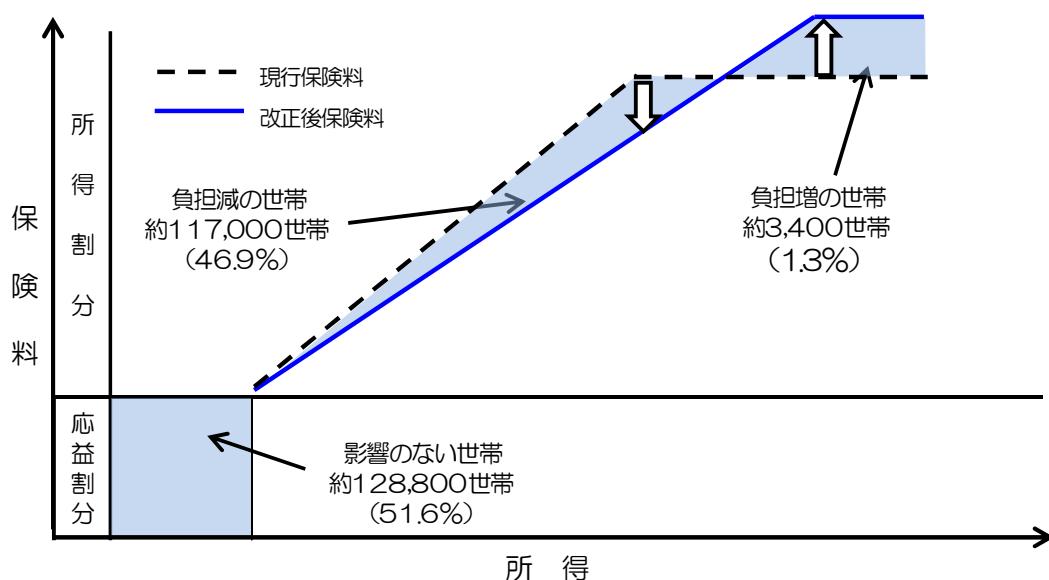
### 2 改正内容

- (1) 保険料の賦課限度額の引き上げ（条例第12条第1項ただし書、第15条の2の2第1項ただし書、第19条第1項、第3項及び第4項並びに第19条の4第1項から第6項まで関係）

令和7年1月●日付けで公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（施行日は令和7年4月1日。以下、「改正令」という。）に合わせ、賦課限度額の引き上げを行い、中間所得層の負担軽減を図る。

区分	令和6年度	令和7年度	引き上げ額
医療分	65万円	<u>66万円</u>	1万円
支援金分	24万円	<u>26万円</u>	2万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	106万円	<u>109万円</u>	3万円

【賦課限度額引き上げのイメージ図】



## &lt;モデルケース&gt;（2人世帯・介護分ありの場合）

改正後賦課額は、令和6年度確定賦課時点データを用いて保険料率を再算定し算出。

給与収入	令和6年度賦課額	改正後賦課額	差額
200万円	227,700円	227,180円	▲520円
400万円	471,160円	469,760円	▲1,400円
600万円	716,280円	713,920円	▲2,360円
800万円	978,880円	975,470円	▲3,410円
1,000万円	1,060,000円	1,079,370円	+19,370円

## (2) 保険料の軽減判定所得基準の拡大（条例第19条第1項第2号及び第3号関係）

改正令に合わせ、保険料の軽減適用を判定する所得基準の拡大を行う。

区分	現行 所得基準	改正後 所得基準
7割軽減	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円以下	変更なし
5割軽減	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 +（29万5千円×被保険者数）以下	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 +（ <u>30万5千円</u> ×被保険者数）以下
2割軽減	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 +（54万5千円×被保険者数）以下	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 +（ <u>56万円</u> ×被保険者数）以下

## &lt;軽減世帯数及び軽減額のイメージ&gt;

いずれも令和6年度確定賦課時点データを用いて算出。

		現行	改正後	差
7割軽減	世帯数	94,747世帯 (38.5%)	94,747世帯 (38.5%)	—
	軽減額	5,323,707千円	5,323,707千円	—
5割軽減	世帯数	32,168世帯 (13.0%)	33,194世帯 (13.4%)	+1,026世帯 (+0.4%)
	軽減額	1,459,260千円	1,503,181千円	+43,921千円
2割軽減	世帯数	24,747世帯 (10.0%)	24,974世帯 (10.1%)	+227世帯 (+0.1%)
	軽減額	450,446千円	454,530千円	+4,084千円
軽減なし (未申告を含む)	世帯数	95,134世帯 (38.5%)	93,881世帯 (38.0%)	▲1,253世帯 (▲0.5%)

※( )内は世帯構成比

(3) 賦課割合の変更及びこれに伴う保険料の激変緩和措置（条例第15条、第15条の2の4、第15条の5、附則第20条（新設）及び改正条例附則第3項関係）

令和12年度の保険料水準の全道統一に向け、賦課割合について、令和7年度から令和11年度にかけて下表のとおり変更する。

また、賦課割合の変更による均等割保険料の上昇を抑制できるよう、令和7年度から令和11年度の間、医療分及び支援金分賦課額に係る均等割保険料率の算定においては、国民健康保険支払準備基金処分額を活用することができる特例規定を設ける。（令和7年度は1.3億円活用予定）

なお、基金の活用については、各年度の收支を踏まえた活用可能な範囲で、引き続き検討していくこととする。

＜医療分・支援金分賦課額＞

(%)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
所得割	50	49.7	49.1	48.2	46.8	45.1
(前年比)		(▲0.3)	(▲0.6)	(▲0.9)	(▲1.4)	(▲1.7)
均等割	22.5	22.9	23.8	25.2	27.3	29.9
(前年比)		(+0.4)	(+0.9)	(+1.4)	(+2.1)	(+2.6)
平等割	27.5	27.4	27.1	26.6	25.9	25
(前年比)		(▲0.1)	(▲0.3)	(▲0.5)	(▲0.7)	(▲0.9)

＜介護分賦課額＞

(%)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
所得割	50	49.6	48.7	47.2	45	42.2
(前年比)		(▲0.4)	(▲0.9)	(▲1.5)	(▲2.2)	(▲2.8)
均等割	22.5	23	24.1	25.9	28.6	32
(前年比)		(+0.5)	(+1.1)	(+1.8)	(+2.7)	(+3.4)
平等割	27.5	27.4	27.2	26.9	26.4	25.8
(前年比)		(▲0.1)	(▲0.2)	(▲0.3)	(▲0.5)	(▲0.6)

【令和7年度基金活用効果】

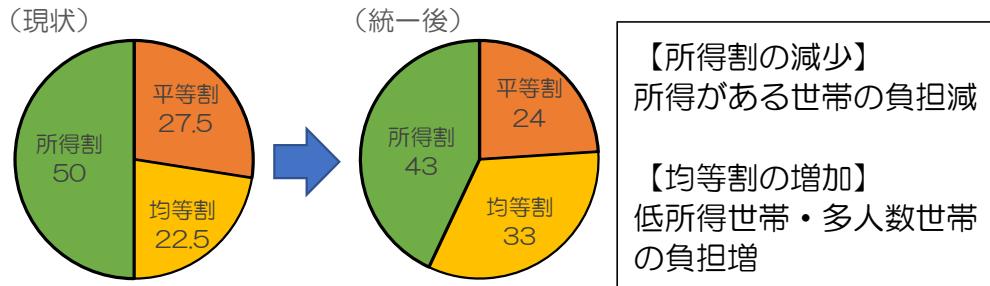
	令和6年度 予算 A	令和7年度予算		増減 A-C	基金 活用効果 B-C
		基金活用前B	基金活用後C		
1世帯当たり 平均保険料	151,241円	152,748円	152,207円	+966円	▲541円

## 令和12年度の全道保険料率の統一に向けた「国民健康保険料の賦課割合変更」について

### 全道保険料率の統一について

- 国保の都道府県単位化では、都道府県内のどこに住んでいても、同じ給付を同じ保険料負担で受けられることが望ましいものとされており、保険料率の統一を促進。
- 北海道では、令和12年度を全道保険料率の統一の目標としている。
- 北海道の試算では、札幌市の1世帯当たり平均保険料は大きく変わらない見込み（医療費増減やその他制度改正による影響を除く）。
- しかし、保険料の集め方（賦課割合）は、全道保険料率の統一に向けて変更する必要があり、世帯毎の保険料は増減が生じる。
- これまで札幌市では、「低所得世帯」や「多人数世帯」の負担が重くならないように賦課割合を設定してきたため、賦課割合の変更に伴いこれらの世帯の保険料負担が増える。

### 賦課割合について（現状と統一後）



※上記図は、医療分・支援金分の数値であり、  
介護分の統一後は、所得割39：均等割36：平等割25

### 現行保険料と統一後保険料の比較（R6年度とR12年度）

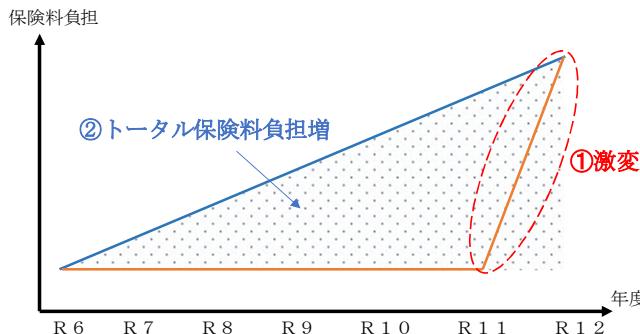
収入	1人世帯	2人世帯	4人世帯
98万円以下	2,060 (9.89%)	5,770 (20.25%)	13,190 (30.09%)
200万円	▲1,450 (▲0.80%)	7,100 (3.78%)	13,710 (7.41%)
400万円	▲14,830 (▲4.09%)	▲2,460 (▲0.63%)	22,300 (5.07%)
600万円	▲29,710 (▲5.27%)	▲17,340 (▲2.94%)	7,420 (1.16%)
800万円	▲45,900 (▲5.86%)	▲33,530 (▲4.15%)	▲4,350 (▲0.51%)

上段：増減額  
下段：増減率

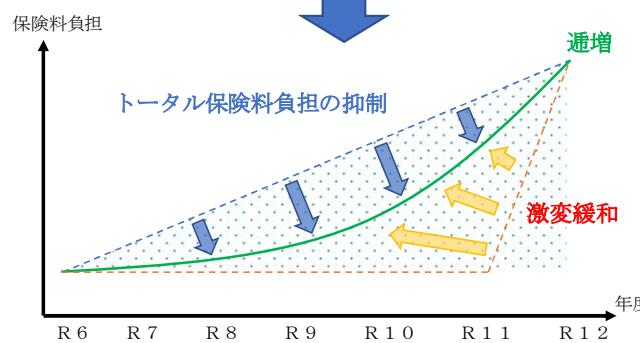
※統一後保険料については、令和6年度ベースで試算し、医療費の増減やその他の制度改正による影響は考慮せず

### 全道保険料率の統一に向けた賦課割合の変更（激変緩和対策）

#### （保険料増世帯のイメージ図）



- ①令和12年度に一気に変更  
⇒保険料負担が激変
- ②毎年均等に変更  
⇒令和7～12年度の6年間のトータル保険料負担増が大きい



- <今回の条例改正案>
- 変更幅を通増  
⇒トータル保険料負担増を抑制しつつ、激変緩和を行う

### 基金を活用した保険料負担の抑制

- 上記激変緩和対策に加え、基金を活用した保険料負担の抑制も考慮。
- 北海道では、令和12年度以降の市町村基金の保有目安額（事業費納付金の5%程度：札幌市の場合は24億円）を示している。
- 今後の活用見込みなどを考慮し、毎年度、活用可否の検討を行う。
- 令和7年度は、活用可能な1.3億円を投入予定。

### 運営協議会での検討経過

今回の賦課割合変更については、令和6年8月及び11月に開催した「国民健康保険運営協議会」に諮り、変更の考え方及び方法について了承を得られている。